

台所で板壁が使えるようになりました！

これまで、台所の壁や天井の仕上げ材には準不燃材や不燃材しか使えませんでした。鹿児島県では、さる7月27日に、また鹿児島市では9月16日に IH 調理器が火気認定からはずされました (*) 即ち IH 調理器を使う住宅では、台所でも木質系の材料が使えるようになりました。また防煙垂れ壁の設置も必要ありません。この措置は県内何処でも適用されます。この判断は全国でも、神奈川県・福岡県に続いて3番目だそうです。県や市の建築課担当者の英断に敬意を表します。

では、IH 調理器を使う事により住宅がどのように変わるのでしょう？

- 1) ガスコンロなどを使うときのように発熱量から換気量計算を行い、必要に応じた換気扇を選定する必要は無く、通常の「シックハウス対策」用の換気扇だけでも OK です。
- 2) 「防煙垂れ壁」を設置する必要が無いので開放的な台所となります。
- 3) 台所に隣接するリビング等の壁や天井にも杉や桧の板が使えるので、自然素材に囲まれた住宅に仕上る事ができます。
- 4) キッチン本体や吊り戸棚も木でつくることが可能です。
- 5) レンジフードも取り外す事が可能になります。
- 6) アイランドキッチンやホームパーティの時など移動式の調理台とする事もできます。

以上のような事が期待できます。

内装制限が無くなる事から、木質内装材の PR に努め、県産木材の利用拡大の一手段として活用したいですね。また、木質内装材をふんだんに使うことで、施主様には自然素材の軟らかさと暖かさに満足いただけるものと思います。

(*) IH クッキングヒーターは、トッププレートに耐衝撃性の高いセラミックを用いる事で、炎や赤熱部が露出してない為、法第 28 条の 3、法第 25 条の 2 に規定する「かまど、コンロその他火を使用する設備もしくは器具を設けたもの」に該当しないと見なされた。

【情 報】

KWF 講演会が開催されます

日時 平成 16 年 12 月 10 日 (金) PM1:30~PM4:00

場所 かがしま県民交流センター 3F

主催 かがしまウッドテク・フォーラム (KWF)

「森林エネルギーの利用—今とこれから」

講師 大場龍夫氏 (株)森のエネルギー研究所 代表取締役

「木質プラスチック新素材—間伐材が生まれ変わる」

講師 遠藤貴士氏 (独立行政法人 産業技術総合研究所
循環バイオマス研究ラボ主任研究員)

【定休日】 12 月は 5, 11, 12, 19, 26, 29, 30, 31 日となります

1 月は 1, 2, 3, 4, 9, 15, 16, 23, 30 日となります

ご協力をお願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)

